

盛岡広域振興局長告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、雫石町土地改良区（岩手郡雫石町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年11月12日

盛岡広域振興局長 高橋達也

1 就任

(1) 理事

中村 継幸	岩手郡雫石町御明神幅51番地1
大宮 惇幸	西根大宮70番地
長澤 貴夫	長山久保田19番地1
岩持 正美	上野岩持26番地2
谷地 守	長山林崎130番地1
澤田 実	南畑第22地割41番地
田中 秀雄	下町東71番地1

(2) 監事

木村 正美	岩手郡雫石町下町20番地10
米澤 一好	西安庭第41地割156番地

2 退任

(1) 理事

大宮 惇幸	岩手郡雫石町西根大宮70番地
坂井 久榮	長山早坂27番地1
高村 隆雄	御明神荒屋敷91番地
山田 裕明	長山下川原103番地1
田中 秀雄	下町東71番地1
澤田 実	南畑第22地割41番地
岩持 正美	上野岩持26番地2

(2) 監事

米澤 一好	岩手郡雫石町西安庭第41地割156番地
吉田 悟	下町東7番地3